測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月14日

## 佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及び写真地図作製)
- 2 作業期間 令和7年10月31日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、小城市全域及び神埼市全域